

## 7. 腫瘍（組織）登録の方法

### (1) 収集する資料

県下の医療施設で診断された良性、悪性腫瘍例（血液疾患も含む）

#### 1) 生検及び手術例

- ・病理組織検査診断依頼書
- ・病理組織診断報告書
- ・その腫瘍を代表する組織標本（悪性腫瘍例のみ）
- ・白血病並びに類縁疾患登録簿
- ・血液（末血、骨髄）標本

#### 2) 病理解剖例

- ・病理解剖依頼書及び病歴
- ・病理解剖診断書

### (2) 腫瘍例の登録方法、データ処理

現在、県下の登録事業に参加している医療施設は84施設（2008年12月末現在）であり、主な医療施設の標本は登録室職員が定期的に巡回して収集する。それ以外の施設については、郵送などの方法により登録室に送られてくる。これらの症例は既に登録されているか否かを確認後、登録簿及び個人識別表に記入される。

病理診断は病理医（血液疾患は血液専門医）が症例を再確認し、International Classification of Diseases of Oncology（ICD-O）に則って、腫瘍の存在した部位と組織診断をコード化する。

これらのデータはコンピュータに入力され、データベース化される。

毎月集計された登録数は施設ごとに、県医師会速報に掲載される。又、毎年度末にはその年蒐集した腫瘍についての統計的資料を作成する。